

入 札 説 明 書

オンラインデータベース提供業務の入札等については、公告、関係法令等に定めのあるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

オンラインデータベース提供業務

(2) 履行場所

中原図書館ほか川崎市立図書館全7館

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 業務概要

複数の国内オンラインデータベースの提供について一括契約するものです。詳細は「仕様書」によります。

2 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任したことを示す委任状を入札前に提出してください。

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒211-0063

川崎市中原区小杉町3-1301

川崎市立中原図書館庶務係 担当 河野

電 話 044-722-4932

FAX 044-733-7524

E-mail 88nakato@city.kawasaki.jp

4 入札に関する事項

(1) 入札の方法

ア 入札書の提出方法

入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

イ 入札書の提出日時

令和7年2月19日(水) 午後3時

ウ 入札書の提出場所

川崎市立中原図書館 6階多目的室

川崎市中原区小杉町3-1301

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 入札金額等

ア 入札は総価で行います。

イ 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税額及び地方消費税額を含まないものとします。消費税額及び地方消費税額は、契約の際に加算するものとします。

(4) 入札及び開札の立ち会い

上記2のとおり

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされたもの及び開札に立ち会わないものは除きます。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

5 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除

(2) 契約書の作成

契約書の作成を要します。なお、契約書作成にかかる費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

6 その他

(1) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和7年3月頃）を要します。

(2) 問い合わせ先は、上記3に同じです。

(3) 添付資料

ア 契約書

イ 契約約款

ウ 仕様書

エ 質問書

オ 委任状

収 入
印 紙 欄

契 約 書

令和 7 年度

- 1 件 名 オンラインデータベース提供業務
- 2 履 行 場 所 中原図書館ほか川崎市立図書館全 7 館
- 3 契 約 金 額
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額)
- 4 履 行 期 間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日
- 5 契 約 保 証 金 免除

上記の業務について、発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 川 崎 市
川 崎 市 長

印

受注者

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

(予算執行課 :)

契約金額内訳書

データベース名	オプション・メニュー ・コンテンツ等	ライセンス 数	年額
朝日新聞クロスサーチ	オプション A(6コンテンツ)・B・C	2	
ヨミダス	明治以降（オプション「昭和 の地域版」なし）	1	
レファコレ （日外レファレンス ・コレクション）	1 図書館学・レファレンス 2 翻訳図書目録 3 人物レファレンス事典 plus 4 日本文学 5 世界文学 6 児童文学・ヤングアダルト	3 3 3 3 3 3	
MagazinPlus	公共図書館ライセンス	1	
JDreamⅢ	公立図書館向け	1	
ELDBアカデミック	大学・学校・公共図書館向け プランB	1	
		小計	
		消費税額	
		契約総額	

支払月額表

契約総額の12分の1の額を毎月の利用料金とし、円未満の端数が生じた時は、最終月に加算するものとする。

利用月	利用料金	消費税及び 地方消費税額	支払額
令和7年4月			
令和7年5月			
令和7年6月			
令和7年7月			
令和7年8月			
令和7年9月			
令和7年10月			
令和7年11月			
令和7年12月			
令和8年1月			
令和8年2月			
令和8年3月			
合計			

オンラインデータベース提供業務契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、表記の契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 この契約により生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡若しくは承継させ、又は権利を担保に供することはできない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(業務内容)

第3条 発注者はオンラインデータベースの提供を受注者に委託し、これを使用する。

2 使用するオンラインデータベースサービス（以下「サービス」という。）は、別紙仕様書のとおりとする。

(利用部署)

第4条 この契約で発注者がサービスを利用する部署は中原図書館ほか別紙仕様書に記載の川崎市立図書館全7館とする。

(利用の制限)

第5条 オンラインデータベースの利用は、発注者の設置する図書館の職員及び発注者の設置する図書館の来館者（以下「来館者」とする。）に限るものとする。

2 来館者の利用は発注者の許可を得てはじめて操作できるものとし、画面で閲覧し、ダウンロード機能の利用は認めない。また、プリントアウトは各データベース提供者（以下「提供者」とする。）が定める範囲で認める。

(利用形態)

第6条 発注者は、サービス利用に必要な、提供者が定めるシステム要件を満たす端末機、回線終端装置とその利用回線サービス、およびOS等基本ソフトウェアやブラウザソフトウェアを発注者の負担において調えるものとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第5号の規定により納付を免除する。

(料金の請求および支払)

第8条 受注者は、毎月初めに、支払月額表に定める前月分の利用料金を書面で請求するものとする。

2 発注者は、受注者の契約履行を確認し、受注者からの適法な請求を受理した日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、この契約を履行することによって知り得た発注者の秘密を他にもらし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第9条の2 受注者は、業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この条において「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(サービスの変更)

第10条 発注者へのサービスの質を向上させるために通信手段、情報内容の変更があった場合、受注者は発注者へ速やかに通知するものとする。

(免責)

第11条 受注者は本サービス提供、本サービスの中断、本サービス中の事故等によって、直接又は

間接的に生じた来館者又はそれ以外の第三者の損害については、その内容、方法の如何にかかわらず賠償の責任を負わない。

2 機器の故障、回線の異常、電力の不安定、火災その他偶発事故、その他合理的管理を超えて発生した諸原因によって発注者が本サービスを利用できなかった場合、受注者は本契約の不履行の責任を負わない。

3 この条項で規定される受注者に係わる免責条項は、全て受注者への情報提供者にも適用されるものとする。

(損害賠償)

第12条 発注者又は受注者は、自己の責めに帰すべき理由により相手方に損害を与えたときはその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者受注者協議して定めるものとする。

(契約の解除)

第13条 発注者・受注者双方は、相手方が正当な理由なくして、この契約の各条項に違反した場合には、契約を解除することができる。

2 本契約は30日以上前の文書による予告をもって、発注者・受注者の合意が成立した場合には、解除することができる。

(発注者の催告による解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(1) 正当な理由なく、着手すべき時期を過ぎても業務の履行に着手しないとき。

(2) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第1号、第5号の規程に該当したとき。

(3) 受注者が破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て等があったとき、又は所在不明になったとき。

(4) その他受注者が契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の全部の履行ができないことが明らかであるとき。

(2) 受注者がこの契約の目的の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(5) 第17条又は第18条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(6) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。

(7) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。

(8) この契約に関して、受注者が、下請契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が第6号又は前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(9) この契約に関して、受注者が、第6号又は第7号のいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 第14条各号または前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第17条 受注者は、次の各号にいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により契約を履行できない状態が相当の期間にわたるとき。

(2) 発注者が法令又はこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認めるとき。

2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条 受注者は、契約の内容の変更により契約金額が3分の2以上減じたときは、直ちに契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除し、受注者に損害が生じた場合は、発注者は、その損害を賠償するものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 前2条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合の使用料金)

第20条 月の中途においてこの契約の全部若しくは一部を解除したとき、又は受注者の責めに帰する事由により発注者がサービスを利用できなかったときは、その分の使用料は、その月の暦日数に基づく日数計算により算出する。

(契約が解除された場合の損害賠償金)

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保証金等の納付がある場合を除き、契約金額の10分の1に相当する額を損害賠償金として請求することができる。

(1) 第14条、第15条又は第22条第6項の規定により契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由により受注者の債務について履行不能となり、契約が解除された場合

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）に規定する再生債務者等

(不正行為に対する賠償金等)

第22条 受注者が、この契約の当事者となる目的でした行為に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、不正行為に対する賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反する行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」と

いう。)を行い、排除措置命令等が確定したとき。

(2) 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 排除措置命令等の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為又は同項第6号の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、排除措置命令等の対象となる行為が、発注者に金銭的な損害を与えないものであることを受注者が証明し、その証明を発注者が認めるとき。

3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後も適用するものとする。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が契約金額の10分の2に相当する額を超えると発注者が認定したときは、その超過額について不正行為に対する賠償金の請求を妨げるものではない。

5 賠償金は、契約金、保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

6 第1項に規定する場合又は受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)について、この契約の当事者となる目的でした行為に関して刑法第198条の規定による刑が確定した場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

(協議)

第23条 本契約に定めていない事項及び本契約に関する疑義が生じた場合、発注者・受注者は信義誠実の原則に従って協議するものとする。

(発注者への報告等)

第24条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条各号に規定する行為を受け、又は正当な理由がなく履行の妨げとなる行為を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに、履行場所を管轄する警察署に通報し、捜査上必要な協力をしなければならない。

(その他)

第25条 この契約書に定めるもののほか必要な事項については、法令又は川崎市契約規則によるほかその都度協議して定めるものとする。

オンラインデータベース提供業務仕様書

- 1 受注者は次のオンラインデータベースサービスを提供すること。

データベース名	オプションメニュー ・コンテンツ	認証方法	ライセンス数
1 朝日新聞クロスサーチ	オプションA(6コンテンツ)・B・C	IP認証型	2
2 ヨミダス	明治以降 (オプション「昭和の地域版」なし)	IP認証	1
3 レファコレ (日外レファレンス ・コレクション)	(1)図書館学・レファレンス	IP認証	3
	(2)翻訳図書目録		3
	(3)人物レファレンス事典 plus		3
	(4)日本文学		3
	(5)世界文学		3
	(6)児童文学・ヤングアダルト		3
4 MagazinePlus	公共図書館ライセンス	IP認証	1
5 J DreamⅢ	公共図書館向け	IP認証	1
6 ELDBアカデミック	大学・学校・公共図書館向け プランB	IP認証+ ID・PASS 認証	1

- 2 オンラインデータベースを利用する部署は次のとおりとする。

館名	住所
川崎市立中原図書館	川崎市中原区小杉町3-1301
川崎市立川崎図書館	川崎市川崎区駅前本町 12-1 タワーリパーク4階
川崎市立幸図書館	川崎市幸区戸手本町1-11-2
川崎市立高津図書館	川崎市高津区溝口4-16-3
川崎市立宮前図書館	川崎市宮前区宮前平2-20-4
川崎市立多摩図書館	川崎市多摩区登戸1775-1
川崎市立麻生図書館	川崎市麻生区万福寺1-5-2

- 3 オンラインデータベースの提供時間は、各データベースとも午前0時から午後12時までの24時間（日本時間）とする。但しシステムのメンテナンスのためサービスを停止する場合は、事前に通知すること。
- 4 受注者はオンラインデータベースを適正に使用するため必要な研修を発注者に行うものとする

オンラインデータベース提供業務質問書

令和 年 月 日

(あて先)
川崎市長

(質問者)

商号又は名称：

代 表 者 名：

(担当者)

担当者氏名：

電話番号：

F A X 番号：

E-mail：

質 問 事 項

提 出 先

川崎市立中原図書館 庶務係 担当：河野

FAX：044－733－7524

E-Mail：88nakato@city.kawasaki.jp

提出期限： 令和7年2月7日（金）午後5時

※メール及びF A X後に、必ず担当あて電話連絡をしてください。

※質問がない場合は、提出の必要はありません。

委 任 状

私は、オンラインデータベース提供業務の入札において、次の者を代理人として定め、次の事項に関する権限を委任します。

委任事項 1 入札（見積り）に関すること。

2 開札の立会いに関すること。

令和 年 月 日

（あて先） 川 崎 市 長

委任者（代表者）

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者（代理人）

所 在 地

商号又は名称

受任者職氏名

印